

午後3時47分開会

○西岡委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の日程及び資料をサイドブックに掲載するとともに、紙資料を希望された委員にお配りしております。議案審査が1件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席を頂いております。教育長、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第68号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○山本指導課長 はい。それでは、私からは、議案第68号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会資料1に基づき説明をいたします。

まず、項番の1、改正趣旨ですが、令和5年の特別区人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給与水準を、社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、期末・勤勉手当の支給月数を改めるものとなります。

項番の2、改正概要。（1）第1条関係につきましては、大きく2点、改正点がございます。1点目は給料の改正となります。これは、公民の格差である0.98%を解消するため、給料表を引上げ改定するものとなります。施行年月日は公布の日からとなりますが、令和5年4月1日から適用されるものとなります。

2点目は、期末手当、勤勉手当の改正となります。令和5年12月支給の一般職員勤勉手当支給月数を0.1月引き上げる改正を行います。また、管理職員期末手当支給月数を0.05月、及び管理職員の勤勉手当支給月数を0.05月引き上げる改正を行います。こちら、施行年月日は公布の日からとなります。

（2）第2条関係につきましては、期末手当、勤勉手当、ともに、6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給月数を均等になるよう配分する改正を行います。こちら、施行年月日は令和6年4月1日からとなります。

（3）改正前後の期末・勤勉手当の支給月数表は、別紙1のとおりとなります。それぞれの役職ごとに、6月期と12月期、合計の現行月数及び改正後の月数を記載しておりますので、ご確認ください。

項番3、新旧対照表につきましては、別紙2のとおりとなります。

本件についての説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 給与を引き上げることになりました。この件について、もしお分かりになればいいですけども、職員組合のほうがどういうことを言っていたか、もしお分かりになれば、お願いできますか。

○山本指導課長 大変申し訳ございません。ご質問いただきました点、ちょっと資料がございませんで、ちょっと答えることができません。大変申し訳ございません。

○牛尾委員 はい。じゃあ。まあ、妥結したわけですから、おおむねこれでいこうという

ふうになったという認識でよろしいんですかね。

○山本指導課長 はい。詳細は、先ほど申し上げたとおりですけれども、おおむね、今、牛尾委員ご指摘のとおりでございます。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 今回のことは特別区の人事委員会の勧告を尊重したということで承知をしておりますけれども、地方公務員、特にこの幼稚園の教員の方々、コロナが明けまして半年ぐらいたちましたけれども、この間、非常に大変な思いもしながらやってきていたんじゃないかなと思います。で、この件につきましては、執行機関としても、どの程度の評価をさせていただいていたのかなというところを改めて伺いつつ、これは、まあ、よかったのかな、若い職員の方たちにはしっかりと今後も同じような職場に就いていただけるというところで考えていますけれども、改めて執行機関のほうからのご意見を伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○山本指導課長 コロナの間、そして、コロナ、5類になってからも、本当に幼稚園教育職員、大変よく頑張ってくださっているというふうに認識をしております。今回の条例の改正につきましては、若手、若年層を中心に、全ての号給について給与が上がるというようになっておりますので、その点についても大変いい、先生方にとっても喜ばしいことではないかなというふうに認識しております。

○西岡委員長 はい。今回は特別区人事委員会からの勧告を受けてということですので、現場の士気向上につながればと、私も思っております。

ほかにございませんね。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第68号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第68号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第68号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

次に、日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

次に、執行機関から何かございますか。

○亀割子ども部長 ありません。

○西岡委員長 はい。

それでは、本日は、この程度をもちまして閉会といたします。教育長、ありがとうございます。皆様、お疲れさまでございました。

午後3時54分閉会